

京都市上下水道局告示第17号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号の規定に基づき代表者の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成18年8月11日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 届出業者名等

京都市南区西九条菅田町29番地

日本設備工業株式会社

2 変更事項（代表者の変更）

向井寿博から向井猛に変更

（上下水道局下水道部管理課）